

申請者住所	
ふりがな	
氏名	印
生年月日	
法人にあつては、事務所の所在地 名称、電話番号及び代表者の氏名	
電話番号	

許可番号	
------	--

申請日 年 月 日

やまなしフルーツパークパートナーズ 殿

有料公園施設利用許可申請書

次のとおり有料公園施設を利用したいので、山梨県都市公園条例第14条第1項の規定により申請します。

利用日時	年		月		日		時から		
	年	月	日	時	分	分	まで		
利用目的	大会・練習・合宿・講習・研修・その他				利用人員	一般・大学生	高校生	中学生以下	計
						男			
入場料	徴収する ・ 徴収しない				計				
利用施設	名称	数量	単価	施設使用料				円	
								円	
								円	
					小計①			円	
利用設備 器具	名称	数量	単価	設備・器具使用料				円	
								円	
								円	
					小計②			円	
使用料合計 ①+②								円	

「有料公園施設」の利用にあたっては、「有料公園施設利用規則」を遵守します。
※裏面の規則の内容に同意いただき、□にチェックをお願いします。

許可書 兼 領収書

様

上記申請内容について許可し、 年 月 日上記金額を領収致しました。

- ※1 施設利用終了まではこの領収書を持参してください。
※2 既納した利用料金は、還付できません。指定管理者側より利用をお断りする場合は、利用料金を還付する場合があります。
※3 上記により利用料金を還付する場合にはこの領収書が必要です。領収書の提出がない場合は還付できません。

山梨県笛吹川フルーツ公園指定管理者

やまなしフルーツパークパートナーズ



山梨県笛吹川フルーツ公園有料公園施設利用規則

1. 利用時間の厳守

- ①利用時間は事前にお申込み頂いた時間を厳守してください。
※準備および片付け等の時間も含まれます。
- ②時間延長をご希望される場合は速やかに公園管理事務所へご連絡ください。
ただし、施設運営に支障が発生する場合等は、延長をお断りする場合があります。
なお、延長の場合は、延長時間分の使用料金を追加で徴収いたします。

2. 施設・設備・備品等

- ①各施設内に既設されている机、椅子、機器類等の設備や調理器具、食器、文具類(クッキング教室・ワークショップ)などの備品等については、利用する施設内で、ご自由にお使いいただけます。
なお、机、椅子、機器類等の設備、調理器具、食器、文具類(クッキング・ワークショップ)などの備品等をご使用した場合は、必ず元(利用前)の場所(位置)にお戻しください。
- ②各施設内の壁・床・天井等への釘打ちなど、既存の施設を傷つけるような行為はご遠慮ください。
※各施設の机、椅子、機器類等の設備、調理器具、食器、文具類(クッキング・ワークショップ)などの備品を汚損・破損・紛失された場合は、その損害を賠償していただきます。

3. 施設利用終了時

- ①施設の利用を終了したときは、清掃、後片付け等を行い、原状に回復していただきます。
- ②施設終了時には、公園管理事務所までご連絡ください。スタッフが最終確認を行います。
- ③施設利用時に発生したゴミ等は、利用者の責任でお持ち帰りをお願いします。

4. その他注意事項

- ①有料公園施設内は、テラスを含めて、全館禁煙です。屋外の指定の喫煙場所にてお願いします。
- ②お車は、公園駐車場へお停めください。※荷物等の搬入出のため、園内への車両等の乗り入れをおこなう場合は、搬入出作業を終了後、速やかに公園駐車場へお車の移動をお願いします。

5. 利用料金等

- ①既納した利用料金は還付いたしません。(前面の※2)
ただし、有料公園施設を利用する者の責に帰することができない理由によって利用できなかった場合、利用料金の全部又は一部を還付することがあります。

6. 利用の制限

次に該当する場合は、利用の不承認、または利用承認を取り消すものとします。

- ①公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- ②施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ③管理上支障があると認められるとき。
- ④利用申込者等が暴力団関係者であることが判明したとき、またはその利用が暴力団の利益となると認められるとき。
- ⑤地震、感染症等不可抗力により山梨県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由発生した場合、公共の福祉の観点により山梨県から災害救助法に基づく避難所の設置、新型インフルエンザ等対策特別措置法等法令に基づく施設の利用制限の要請などがあったとき。
- ⑥有料公園施設を利用する者が、上記①～④に該当すると認めるときは、利用の承認を取り消すものとする。
- ⑦有料公園施設を利用する者は、上記⑤に定める施設の利用制限の要請があった場合、当該承認の全部又は一部を取り消すものとする。
- ⑧上記⑦の規定により利用の承認を取り消した場合においては、当該施設が利用できなかったことに伴う利用者への損失の補償を行わないものとする。